

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 五九
- 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 五九
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である件三件 五九
- 道路の区域を変更する件二件 五〇
- 一般競争入札を行う件 五一
- 福島県公安委員会 五二
- 道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件 五三

## 告 示

### 福島県告示第七百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居室介護若しくは居室介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年十月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
くすのき葉	会津若松市	株式会社葉	会津若松市大町	平成三〇年	居室療養

局	新横町一―二二三	樹	一―一―一六	四月一日	管理指導 介護予 防居室療 養管理指 導
カワチ薬局 花春店	会津若松市 花春町五一	株式会社カ ワチ薬品	栃木県小山市大 字卒島二二九三	同 年 七月一七日	居室療養 管理指導 介護予 防居室療 養管理指 導
コスモ調剤 薬局 須賀 川大町店	須賀川市大 町二八四	株式会社コ スモファ― マ	郡山市桑野三一 一二―二	同 年 六月一日	居室療養 管理指導 介護予 防居室療 養管理指 導
カワチ薬局 須賀川東店	須賀川市南 上町二二三 八一―	株式会社カ ワチ薬品	栃木県小山市大 字卒島二二九三	同 年 七月一日	居室療養 管理指導 介護予 防居室療 養管理指 導
医療法人慈 久会 介護 老人保健施 設明生苑	本宮市本宮 字南町裡一 四九	医療法人慈 久会	本宮市本宮字南 町裡一五五―一	同 年 四月一日	訪問リハ ビリテー ション 介護予 防訪問リ ハビリテ ーション
すみれ訪問 看護ステー ション	田村市船引 町船引字砂 子田一九八	医療法人健 山会	田村市船引町船 引字砂子田四二	同 年 六月一日	訪問看護 介護予 防訪問看 護

デイサービス・かなや	本宮市糠沢字呑田一	株式会社アシスト	本宮市本宮字館町一七九一三	同 年 五月一日	地域密着型通所介護（通所型サービス） （独自）
------------	-----------	----------	---------------	----------	----------------------------

（社会福祉課）

福島県告示第七百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成三十年十月十六日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
須賀川市社会福祉協議会長沼ヘルパーステーション	須賀川市長沼字鹿之内二番地	社会福祉法人須賀川市社会福祉協議会	須賀川市八幡町一三五	平成三〇年六月一日	訪問介護・訪問型サービス（みなし）
ジャパンケア須賀川	須賀川市茶畑町六	株式会社ジャパンケアサービス	東京都品川区東品川四一二一八	同 年 三月三日	訪問介護・訪問型サービス（みなし）
あい・デイサービス本宮	本宮市糠沢字呑田一	ワンランド株式会社	郡山市安積町日出山四一八一	同 年 四月三日	通所型サービス（みなし）

福島県告示第七百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年十月十六日

福島県知事 内堀雅雄

（社会福祉課）

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
会津若松市河東町八田字大野原二七七
- 二 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐は、択伐による。
    - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、会津若松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度

福島県告示第七百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年十月十六日

福島県知事 内堀雅雄

（森林保全課）

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
会津若松市東山町大字湯本字向山三三八の一
- 二 保安林として指定された目的  
落石の危険の防止
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐は、択伐による。
    - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、会津若松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。  
 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保  
 全課及び会津若松市役所に備え置いて縦覧に供する。」  
 (森林保全課)

**福島県告示第七百八十七号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次  
 のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。  
 平成三十年十月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 会津若松市湊町大字平潟字砂浜一、七、河東町八田字大野原二七七、大沼都会津美  
 里町松坂字大滝山甲三一九の二
- 二 保安林として指定された目的  
 公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 会津若松市湊町大字平潟字砂浜一、七、河東町八田字大野原二七七
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る  
 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。  
 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保  
 全課並びに会津若松市役所及び会津美里町役場に備え置いて縦覧に供する。」  
 (森林保全課)

**福島県告示第七百八十八号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい  
 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画  
 課及び福島県喜多方建設事務所平成三十年十月十六日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成三十年十月十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 敷地の幅員 (メートル)	変更後 敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	-----	------------------------	------------------------	---------------

県道新郷 荻野停車 場線	喜多方市高郷町揚津字 五輪平丙八六一番地先 から 市高郷町揚津字 同 牛ケ墓丙四二三番一 地 先まで	変更前 四・〇〇 一九・四	変更後 四・〇〇 一九・四	一、〇二八・六 一、〇二八・六
--------------------	--	---------------------	---------------------	--------------------

(道路計画課)

**福島県告示第七百八十九号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい  
 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画  
 課及び福島県相双建設事務所平成三十年十月十六日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成三十年十月十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 敷地の幅員 (メートル)	変更後 敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道広野 小高線	双葉郡双葉町大字中野 字羽山前九三番三地从 先から 同 郡同 町大字中野 字洪江九五番二地先ま で	変更前 九・二〇 一三・八	変更後 九・二〇 一三・八	一三三二・九 一三三二・九

(道路計画課)

公 告

**公告第226号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年10月16日

福島県知事 内 堀 雅 雄

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 防毒マスク用吸収缶 14,046個
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成31年3月29日（金）
- (4) 納入場所 福島県危機管理部原子力安全対策課保管倉庫（日本通運株式会社福島中央1号）（福島市西中央三丁目74番1号）

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年11月12日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年11月12日（月）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において平成30年10月16日（火）から同年11月12日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

**5 入札書の提出場所等**

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙14枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年10月23日（火）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成30年10月23日（火）午前11時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年11月28日（水）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月27日（火）午後5時までに必着のこと。）

**6 入札保証金及び契約保証金**

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

**7 入札に参加を希望する者に要求される事項**

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Cartridge for Direct-Mounting-small type Gas masks 14,046pcs
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m., 28 November 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 27 November 2018
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

**福島県公安委員会告示第62号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者教育の認定をした。

平成30年10月16日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

- 1 運転免許取得者教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者教育の業務を行う施設の名称及び所在地  
名称 株式会社 原町自動車教習所  
住所 福島県南相馬市原町区南町四丁目50番地  
代表者の氏名 堀内 信夫  
施設の名称 原町自動車教習所  
施設の所在地 福島県南相馬市原町区南町四丁目50番地
- 2 認定をした運転免許取得者教育の課程の区分及び名称
  - (1) 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第3号及び第6号に掲げる課程 高齢者講習同等課程
  - (2) 規則第1条第6号に掲げる課程 更新時講習同等課程
- 3 認定年月日  
平成30年10月3日

（運転免許課）